

国立大学法人新潟大学公開見積合せ実施要領（試行）

（趣旨）

第 1 この要領は、国立大学法人新潟大学(以下「本学」という。)における公開見積合せの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（見積合せに参加させることができない者）

第 2 次の各号に該当する者は、公開見積合せに参加させることができない。

- (1) 被保佐人、被補助人又は未成年者であつて、契約締結に必要な同意を得ていない者、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 国立大学法人新潟大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項(平成 17 年 6 月 24 日学長裁定)第 3 の規定により取引停止の措置を受けている期間中の者

（公開見積合せ公告）

第 3 公開見積合せの公告は、見積書等の提出期限の前日から起算して 5 日前（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間は含めない。）までに本学ホームページへの掲載により行うものとする。

（公告事項）

第 4 第 3 に規定する公告には、次の事項を明示する。

- (1) 調達件名
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 見積書等の提出期限
- (4) その他必要事項

（公開見積合せ説明会）

第 5 公告及び仕様書等で示した契約の内容、条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれがある事項について、補足説明する必要がある場合には、必要に応じて公開見積合せ説明会を開催するものとする。

（見積書の提出等）

第 6 参加者は、次に掲げる事項を記載した見積書を所定の期間内に提出しなければならない。

- (1) 調達件名
- (2) 見積金額(総価契約の場合は総額、単価契約の場合は単価で見積もる。消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)
- (3) 参加者の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。)

2 参加者は、本学の取引条件等を十分考慮し、調達物品の本体価格のほか、輸

送費、保険料、関税等納入に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

(見積書の引換え等の禁止)

第7 参加者は、一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(無効の見積書)

第8 次の各号に該当する見積書は、無効とする。

- (1) 第2の各号に該当する者が提出した見積書
- (2) 公告日前の見積日が記載された見積書
- (3) 調達件名及び見積金額のない見積書
- (4) 参加者の氏名の記載がなく、又は判然としない見積書
- (5) 調達件名に重大な誤りのある見積書
- (6) 見積金額の記載が不明確な見積書
- (7) 見積金額の記載を訂正した見積書
- (8) その他公開見積合せに関する条件に違反した見積書

(公開見積合せの延期等)

第9 本学は、参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、公開見積合せを公正に実施することができない状況にあると認めるときは、当該参加者を公開見積合せに参加させず、又は公開見積合せを延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(契約相手方の決定)

第10 有効な見積書を提出した者のうち、最低の価格を見積もった者を契約の相手方とする。ただし、金額の錯誤等により、見積金額が著しく低額であり、適正な履行が見込めないと判断する場合はこの限りではない。

1 前項により決定した契約の相手方との交渉により更なる見積金額の引下げを行う場合は、引下げ後の見積書を再度提出させるものとする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、当該参加者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該参加者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代えて当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(参加者がいない場合の取扱い)

第11 公開見積合せにおいて、参加者がいなかった場合は、本学が別途選定した者へ見積りを依頼し、契約の協議を行うものとする。

(雑則)

第12 この要領に定めるもののほか、公開見積合せの実施に関し必要な事項は、関係者間で別途協議する。